

評価基準 Ver. 4.0 (確定版)

自己評価票書式 サンプル

2018年1月現在

※本サンプルは、中項目の注釈等を一部省略して掲載しています。
受審申請された施設には、正式版をExcelデータにてお送りします。

公益社団法人 日本人間ドック学会
人間ドック健診施設機能評価委員会

施設名

<評価項目判定（4段階評価）について>

- ・中項目ごとに定められた【評価の視点】、中項目を評価する際に参考とする【評価の要素】に十分留意し、【評価の要素】は以下4段階（NA除く）で判定して下さい。

<評点の解釈>

- 「s : 特に秀でている／施設の特徴を活かした新しい取り組み」
- 「a : 適切に行われている」
- 「b : 一定の水準に達しているが、改善の余地がある」
- 「c : 不可／一定の水準に達していない」
- 「NA : 適用除外」・・・一部の項目のみ適応

<中項目コメントについて>

- ・コメント欄には、状況、実態を詳細にご記入下さい。空欄がある場合や内容が不十分な場合は、人間ドック健診施設機能評価委員会より再提出を求めさせていただきます。
- ・特に、「s」や「b」「c」をつけた場合はその理由、根拠を明記してください。
(s : 特に秀でていると判断した点、b/c : 改善の余地があると判断した点や今後の対策を具体的に)

第1領域：理念達成に向けた組織運営**1.1 健診施設の運営方針****1.1.1 理念、基本方針、受診者の権利が明確である****【評価の考え方】**

- 施設の理念、基本方針、受診者の権利が明確であり、確実に周知されていることを評価する。

【評価の要素】

- 理念・基本方針



- 受診者の権利・責務



(コメント)

1.1.2 個人情報保護に関する事項・情報の開示に関する事項が明確である**【評価の考え方】**

- 個人情報保護・情報の開示に関する規程があり、適切に実行し対応されていることを評価する。

【評価の要素】

- 個人情報保護・情報の開示に関する事項



(コメント)

1.1.3 運営規程類を作成している

【評価の考え方】

- 人事・労務管理に必要な規程・規則類が適切に整備されていることを評価する。

【評価の要素】

● 就業規則



● 職業倫理規程※

- ・ 職業倫理規程に反する行為に対応する仕組み（相談窓口、職員への周知方法）
- ・ 実際の検討事項が確認できる委員会などの議事録



※ここでいう職業倫理とは、医療倫理ではなく、健診業務を通じ、健診施設として社会的役割を果たすための守るべき決まり。また、各職種が目指すべきことなどを指す。

職業倫理とは「特定の職業に要請される倫理、または職業人に求められる倫理、などのことを幅広く指す表現。（出典：実用日本語表現辞典）」

● 研修・出張規程



(コメント)

1.1.4 計画的な運営方針にもとづき健全経営に努力している

【評価の考え方】

- 職員の意見を反映させた計画を作成し、事業活動の結果が明確にされていることを評価する。

【評価の要素】

● 中長期計画の作成



● 年度事業計画および年度事業報告の作成



● 予算書および決算報告書の作成



● 計画的運営への取り組み



(コメント)

1.2 組織体制

1.2.1 組織図が実態に即し、業務の役割や責任が明確である

【評価の考え方】

- 実際の組織運営に応じた組織図を作成し、業務の役割や責任が明確にされていることを評価する。

【評価の要素】

● 組織、法人全体の組織図および健診部門の組織図



● 会議・委員会の規程、組織図



● 組織図の定期的な見直し



(コメント)

1.2.2 医師の体制が整っている

【評価の考え方】

- 資格確認が確実に行われ、施設の規模や機能に見合った人材が確保されていることを評価する。

【評価の要素】

- 適切な医師数 ▼
- 入職時の本人確認※を確実に行う体制 ▼
- 人間ドック認定医・人間ドック健診専門医の取得状況（健診業務に関与する医師） ▼
- その他の資格取得の状況（健診業務に関与する医師） ▼

(コメント)

1.2.3 医師以外の医療職の体制※が整っている

※医師以外の医療職：保健師、看護師・准看護師、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師 など

【評価の考え方】

- 資格確認が確実に行われ、施設の規模・機能に見合った人材が確保されていることを評価する。

【評価の要素】

- 適切な医療職（医師以外）数 ▼
- 医師以外の医療職の専門資格の取得状況 ▼

(コメント)

1.2.4 事務職員の体制が整っている

【評価の考え方】

- 業務内容に見合った事務職員が確保されていることを評価する。

【評価の要素】

- 適切な事務職員数 ▼

(コメント)

1.3 職員に対する教育体制

1.3.1 全職員に対する教育体制がある

【評価の考え方】

- 施設内外を問わず、職員への教育・研修が計画に基づいて継続的に行われ、奨励されていることを評価する。

【評価の要素】

- 全職員を対象とした年間教育計画

- 全職員への周知・伝達方法

(コメント)

1.3.2 各職種における健診業務に関する教育の体制が確立している

【評価の考え方】

- 各職種における健診業務および専門領域に関する教育・研修が計画的に行われ、参加が奨励されていることを評価する。※施設内外で行う全ての教育・研修を対象とする。

【評価の要素】

- 医師における教育体制

- 医師以外の医療職※における教育体制

※医師以外の医療職：保健師、看護師・准看護師、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師など

- 事務職における教育体制

(コメント)

1.4 基本的な管理体制

1.4.1 医療安全管理体制が確立している

【評価の考え方】

- 委員会設置・マニュアル作成など医療安全管理に関する体制が整備されていることを評価する。
- 医療安全管理に関する情報が収集・分析され、事故防止に向けた継続的な改善活動が行われていることを評価する。

【評価の要素】

- 医療安全管理に関するマニュアルの作成

- 医療事故やインシデント（ヒヤリハット）を報告する仕組み

- 再発防止などのリスクマネジメント体制

(コメント)

1.4.2 感染管理体制が確立している

【評価の考え方】

- 委員会設置・マニュアル作成などの感染管理に関する体制が整備、実施されていることを評価する。

【評価の要素】

● 体制の整備



● 感染管理の実施



(コメント)

1.4.3 安全衛生管理体制（関係法令の遵守）が確立している

【評価の考え方】

- 職員が健康で安心して働くことのできる環境が整備されていることを評価する。

【評価の要素】

● 安全衛生管理体制の構築

- ・職員数50人以上施設※ … 衛生管理者・産業医選任、衛生委員会開催
- ・職員数50人未満施設 … 安全衛生推進者選任
- ・病院併設の場合は、健診部門の代表者が委員会に参加して意見を反映する仕組みがある

※職員数50人以上とは、常勤勤務している職員が50人以上を言う。



● 職員の健康管理への取り組み



● 労務・職場環境



● 火災・震災など大規模災害の対策の確立



(コメント)

1.4.4 情報の管理体制が確立している

【評価の考え方】

- 情報の管理・活用に関する方針を明確にし、活用されていることを評価する。
※この項目でいう〔情報システム〕とは、健診業務に関わる情報を扱うシステムを言う。

【評価の要素】

● 情報システムの管理マニュアルの作成・周知



● 個人情報を含むデータや書類の管理



(コメント)

1.4.5 薬剤、診療材料などの管理体制が確立している

【評価の考え方】

- 薬剤、診療材料などの管理が適切に行われていることを評価する。

【評価の要素】

● 薬剤や診療材料などの在庫管理体制



(コメント)

1.4.6 委託業務の管理体制が確立している

【評価の考え方】

- 委託業者を公正に選定し、委託後の業務管理が適切に行われていることを評価する。

【評価の要素】

- 委託業者の選定・見直し、業務評価などの管理

(コメント)



1.5 受診者への配慮体制

1.5.1 高齢者、障害者への配慮がある

【評価の考え方】

- 高齢者、障害者の受診に際して配慮されていることを評価する。

【評価の要素】

- バリアフリー対応

(完全なバリアフリーになっていない場合でもスロープなど、何らかの配慮があればよい)
(車いすの配慮も含まれる)



- 様々な障害を持つ受診者への対応

- ・ 対応手順の整備、必要時の見直し
- ・ 施設内外への周知



(コメント)

1.5.2 外国人への配慮がある ※「NA」評点あり

【評価の考え方】

- 外国人が受診することができるように配慮されていることを評価する。

【評価の要素】

- 外国人対応に関する取り決め

- ・ 受け入れ手順の整備（受付、診察、検査、結果説明時の対応）
 - ・ 外国人対応について、まず検討することが重要。
外国人対応について検討し、受け入れの仕組みや流れ等が定められていればよい。
- ※中間業者（旅行会社、通訳など）と連携している場合は、責任主体やトラブル時の対応方法について明文化された契約書やマニュアル



(コメント)

第2領域：受診者中心の良質な健診の実践

2.1 契約・予約・受付・会計

2.1.1 企業、保険者との契約を適切に締結、更新している

【評価の考え方】

○ 企業、保険者との契約に関する担当者が明確であり、契約を適切に締結、更新されていることを評価する。

【評価の要素】

● 契約の適切な締結・更新

(コメント)



2.1.2 予約および受付、健診料金の収受・会計処理が適切である

【評価の考え方】

○ 予約・受付・会計業務が組織的且つ合理的に行われていることを評価する。

【評価の要素】

● 予約・受付の手順・マニュアル



● 収受業務を適切に実施するための対策



● 会計処理を適切に実施するための対策



● 管理会議などにおける会計報告



(コメント)

2.2 検査

2.2.1 適切な検査項目を実施している

【評価の考え方】

○ 検査項目を適切に選択し、実施されていることを評価する。

【評価の要素】

● 日本人間ドック学会が提示する基本検査項目※の実施

※「基本検査項目」：日本人間ドック学会が定める人間ドック基本検査項目
 「オプション項目」：日本人間ドック学会が定める人間ドック基本検査項目表内に提示される
 オプション検査



● 任意検査項目※の定期的な見直し

(コメント)



2.2.2 受診者の利便性と快適な受診環境に配慮している

【評価の考え方】

- 受診者の要望に応じた利便性や快適な受診環境が整備されていることを評価する。

【評価の要素】

- 受診しやすくするための取り組み
- 受診者数に見合った施設環境
- 室温やアメニティ・清掃などの環境管理
- プライバシーに配慮された受診環境の整備
- 各種の健診受診者や医療機関の受診者（患者）が混在する場合の配慮

(コメント)

2.2.3 受診者が安心・安全に検査を受けることができる

【評価の考え方】

- 受診者に対し十分な情報提供がされていることを評価する。
- 得られた情報の職員間の共有体制があり、相互理解がされていることを評価する。

【評価の要素】

- 事前の送付書類やホームページによる情報提供
- 医療面接、診察、各種検査、結果説明担当者の明確化※
- 受診者の質問・相談に対応する体制
- 受診者情報の確認と職員間での情報共有体制
- リスクに関する説明と同意書の取得
- 受診者急変時の対応マニュアルの整備や訓練

(コメント)

2.2.4 検体検査の精度管理体制が確立している

【評価の考え方】

- 検体検査が適切に実施されていることを評価する。

【評価の要素】

- 検体検査業務マニュアルなどの整備
- 内部精度管理の実施
- 外部精度管理サーベイへの参加状況

(コメント)

2.2.5 生理・画像などの各種検査の精度管理体制が確立している

【評価の考え方】

- 生理・画像などの各種検査が適切に実施されていることを評価する。

【評価の要素】

- 各種業務マニュアルなどの整備
- 保守点検の実施
- 画像精度管理サーベイへの参加や、各種の施設認定も受けている※

※人間ドック健診に特徴的な腹部超音波検査については日本人間ドック学会と全国労働衛生団体連合会の共同事業である画像精度管理事業に参加していることが望ましい。
さらにマンモグラフィは精度管理中央機構、内視鏡検査を行っていれば内視鏡学会の施設認定を受けているとよい。

(コメント)

2.3 判定

2.3.1 検査結果の判定基準が明確である

【評価の考え方】

- 健診の結果判定に利用する判定基準が明確であることを評価する。

【評価の要素】

- 検査結果の判定、または利用している判定区分※

※「日本人間ドック学会が策定している判定区分（画像健診判定マニュアルも含む）と同一もしくは準拠していること。
また、施設独自の判定区分としている場合にも、極端にかけ離れた判定区分の場合は、変更または健診システム更新時などを利用して準拠させること。

(コメント)

2.3.2 画像などの読影・判定体制が確立している

【評価の考え方】

- 専門的知識を有する医師による読影・判定が行われていることを評価する。

【評価の要素】

● 専門医による読影・判定



● 二重読影・比較読影の実施



・胸部X線や上部消化管X線、マンモグラフィの二重読影・比較読影※
 ※対策型がん検診においては、二重読影や比較読影を行うことで検診精度が維持できるとされており、任意型検診においては同等またはそれ以上の精度管理が求められている。

・遠隔読影※の場合：施設による結果の確認、最終判定医
 ※遠隔読影体制がある場合でも、責任体制の明確化の観点から、最終判定者は施設内部の医師であること。

● 心電図・眼底検査の判定



・人間ドック健診専門医や循環器医や眼科医など、専門的知識を有する医師による読影・判定

(コメント)

2.3.3 読影や判定について検討する場がある

【評価の考え方】

- 読影・判定について検討する仕組みがあることを評価する。

【評価の要素】

● 読影や判定について検討する場(読み合わせやフォローアップ症例の結果を検討)



(コメント)

2.4 医療面接・診察・結果説明

2.4.1 医療面接・診察の体制が確立している

【評価の考え方】

- 医療面接・診察が適切に実施されていることを評価する。

【評価の要素】

● 医療面接・診察



・医療面接・診察の担当と内容

(コメント)

2.4.2 健診当日の結果説明の体制が確立している

【評価の考え方】

- 内容が適切で、質の高い結果説明が行われていることを評価する。

【評価の要素】

● 医師による結果説明

- ・ 結果説明実施率
- ・ 評価（結果説明、面接後のアンケート調査など、受診者の理解度を確認）



● 結果説明の内容と記録

- ・ 検体（血液・尿）
- ・ 生理検査結果の説明
- ・ 画像の提示・説明の有無
- ・ 説明内容の確認方法



● 結果説明に要する時間※

- ・ 実態の確認

※面接時間は異常所見の有無など多くの要素により影響されるが、画像提示も含めると通常10分程度は必要と考えられる。



(コメント)

2.5 保健指導

2.5.1 保健指導の実施体制が整っている

機能評価における保健指導の定義

1. 原則、健診当日の結果説明後に行うものとする
2. 指導内容は、当日の健診結果に基づく食事や運動、禁煙、減酒を含む生活改善指導、次回健診までの目標、受診勧奨、健康相談などを指す。

【評価の考え方】

- 人間ドック健診の結果に基づく指導実施体制があることを評価する。

【評価の要素】

● 指導スタッフの確保

- ・ 責任者、担当職種、人数



● 指導マニュアルの作成、保健指導対象者の選定基準(判定基準)の設定の有無

- ・ 指導マニュアルの作成
- ・ 指導対象者の選定基準



● 健診当日の指導体制

- ・ 指導の体制（担当者、場所、指導時間など）



● 指導スタッフを育成するための教育プログラム

- ・ 教育プログラムの作成、必要に応じた改定
- ・ 実施記録



(コメント)

2.5.2 保健指導が実施されている

【評価の考え方】

- 人間ドック健診の結果に基づく指導が実施されていることを評価する。

【評価の要素】

● 健診当日の指導実績

- ・ 指導内容
- ・ 指導率
- ・ 専門スタッフの関与（栄養、運動、禁煙専門スタッフの関与など）



● 指導実施記録、翌年の健診および指導への活用方法

- ・ 実施記録（食事、運動などを含む）
- ・ 活用方法



(コメント)

第3領域：継続的な質改善の取り組み

3.1 意見・要望の把握・改善活動

3.1.1 受診者からの意見・要望の把握体制がある

【評価の考え方】

- 受診者の意見・要望を積極的に収集し、検討されていることを評価する。

【評価の要素】

- 意見・要望の把握体制、検討方法

(コメント)



3.1.2 受診者からの意見・要望に対する改善活動がある

【評価の考え方】

- 把握した意見・要望に対応し、改善されていることを評価する。

【評価の要素】

- 意見・要望に対する改善活動

(コメント)



3.2 事後管理（フォローアップ）

3.2.1 フォローアップ体制が確立している

【評価の考え方】

- 健診の結果をフォローアップする体制があり、確実に実施されていることを評価する。

【評価の要素】

- フォローアップ体制の確立と実施

(コメント)



3.2.2 主に悪性疾患に関する検査のフォローアップを実施している

【評価の考え方】

- 主に悪性疾患に関する検査で精密検査と判定した症例の指示率、精密検査の実施把握率が適切であることを評価する。

【評価の要素】

- 要精検率（精密検査指示率）※

※検査実施者のうち、精密検査が必要とされた者（要精検者）の割合
・がん検診のプロセス指標値との整合性

- 精検受診率（精密検査実施の把握率）※

※要精検者のうち、精密検査を受けた者の割合
・最終的な結果の把握による診断へのフィードバック
・受診率が低い（＝精検結果未把握率や未受診率が高い）場合は、
受診率向上のために精検結果の把握方法や受診勧奨方法について検討が必要。

(コメント)



3.2.3 重症化予防のために要治療と判定した症例のフォローアップを実施している

【評価の考え方】

○ 重症化予防のために要治療と判定した検査の指示率、実施把握率が適切であることを評価する。

※この項目は、書面調査票6-1【血圧】【糖尿病関連】【脂質関連】の実績を評価対象とする。

【評価の要素】

● 検査の指示率、実施把握率

- ・ 要治療と判定した検査の指示率
- ・ 要治療と判定した検査の実施把握率
- ・ 受診勧奨の徹底
- ・ 次回受診時の活用



(コメント)

3.2.4 追跡検査・経過観察と判定した症例のフォローアップを実施している

【評価の考え方】

○ 追跡検査・経過観察と判定した検査の指示率や経過を適切に把握していることを評価する。

【評価の要素】

● 追跡検査・経過観察の指示率、経過把握率※

- ・ 追跡検査・経過観察と判定した検査の指示率
- ・ 追跡検査・経過観察と判定した検査の経過把握率

※追跡検査・経過観察指示率とは、受診者へ報告する結果において、生活習慣の改善を行い1年未満（3、6ヵ月後など）の再検査指示者数をさす。1年後経過観察は含まない。

※経過把握（率）とは、追跡検査・経過観察指示者数のうち、追跡検査実施状況、生活改善状況などを1年以内もしくは次回受診時に把握できた数をさす。（翌年次回受診時の面接や保健指導時に適切に確認できたものも把握数として算出可とする。）



(コメント)

3.2.5 紹介医療機関やかかりつけ医との連携体制がある

【評価の考え方】

○ 他の医療機関と適切で有意義な連携が行われていることを評価する。

【評価の要素】

● 精密検査や追跡検査が必要な受診者への適切な医療機関の紹介



● 紹介医療機関やかかりつけ医との情報交換



(コメント)

3.2.6 健診の結果を分析している

【評価の考え方】

○ 健診の結果が学術的に検討されていることを評価する。

【評価の要素】

● 健診結果の分析、評価



● 学術的検討



(コメント)

3.3 情報の提供

3.3.1 受診者に有用な情報を提供している

【評価の考え方】

- 受診者に向け有用な情報の提供が行われていることを評価する。

【評価の要素】

- 健診結果の情報提供



- 健康情報の提供



(コメント)

3.3.2 データヘルス、健康経営、産業保健活動を意識して保険者や契約事業所との連携体制がある

【評価の考え方】

- 国や地域、保険者、契約事業所などの実態や要望を把握・検討・対応する体制があることを評価する。

【評価の要素】

- 実態・要望の把握、検討・対応する体制

- ・ 保険者などの要望を把握する仕組み
- ・ 情報提供をする仕組み（研修会開催、施設情報誌や年報の提供など）
- ・ 健診結果をデータ化して提供する仕組み（XML/GSVなど）



(コメント)

3.4 継続的な業務改善体制

3.4.1 継続的な業務改善に取り組む体制がある

【評価の考え方】

- 常に業務改善に取り組み、施設の質を向上させる姿勢を評価する。

【評価の要素】

- 業務改善の体制



(コメント)

3.4.2 前回指摘事項に対する改善体制が認められる

【評価の考え方】

- 前回指摘事項が改善されていることを評価する。

【評価の要素】

- 業務改善の体制



(コメント)